

第27号議案

品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月21日

品川区長 濱 野 健

品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

品川区国民健康保険条例（昭和34年品川区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1項第1号中「100分の7.25」を「100分の7.14」に改める。

第15条の8中「61万円」を「63万円」に改める。

第15条の12第1項第1号中「100分の2.24」を「100分の2.29」に改め、同項第2号中「1万2,300円」を「1万2,900円」に改め、同条第2項中「100分の61」を「100分の60」に、「100分の39」を「100分の40」に改める。

第16条の4第1項第1号中「100分の1.51」を「100分の1.99」に改め、同条第2項中「100分の52」を「100分の58」に、「100分の48」を「100分の42」に改める。

第16条の5中「16万円」を「17万円」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第1号イ中「8,610円」を「9,030円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同

号イ中「6, 150円」を「6, 450円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同号イ中「2, 460円」を「2, 580円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第16条の5および第19条の2の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説明) 基礎賦課額等の保険料率を改めるとともに、低所得者の保険料軽減に係る所得基準額を引き上げる必要がある。